**平成２５年（フ）第４６号**
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目23番地３　メゾン東刈谷301号
債務者　神尾　包二
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第５３号**
沖縄県糸満市字喜屋武180番地
債務者　宮城　淳子
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第７８号**
埼玉県春日部市緑町５丁目１番43号
債務者　小暮　裕美（旧姓杉目）
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第８０号**
埼玉県草加市金明町202番地　横山荘202号
債務者　本間眞理美（旧姓萩原）
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２２６号**
新潟県十日町市川治1150番地１
債務者　長津チイミ
１　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第１０号**
新潟県長岡市希望が丘２丁目２番地　希望が丘団地市営住宅617号室
債務者　田原　泰則
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第２３号**
新潟県南魚沼市九日町2868番地４
債務者　米山ミチ子
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第２９号**
新潟県長岡市浦614番地14
債務者　富永　苗恵
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第７号**
堺市南区豊田52番地36
債務者　柴田　圭子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１００号**
大阪府高石市西取石５丁目６番16号
債務者　坂口　良美
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１６０号**
大阪府松原市三宅中５丁目６番23―303号
債務者　長勢いずみ
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１６８号**
堺市東区日置荘原寺町48番地30　井田方、住民票上の住所大阪府阪南市自然田802番地の９
債務者　秋山　良美（旧姓井田）
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１８４号**
堺市南区城山台２丁１番22―307号
債務者　中井小夜子（旧姓皮下）
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１５号**
岡山県倉敷市日吉町275番地７　ひよせハイツ103号
債務者　榊原　義明
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第２７号**
岡山県倉敷市中庄3176番地５
債務者　花岡　弘子
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第７１号**
沖縄県那覇市字仲井真24番地２
債務者　上原　光樹
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第２３１４号**
札幌市中央区大通西15丁目１番地25　パークヒルズ301号
債務者　鈴木　健一
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２９４８号**
札幌市中央区南５条西18丁目３番20―602号
債務者　渡邊　裕司
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部